

一般競争入札案内

※本案件に関する書類一式です。

【送付枚数】 本紙含む 22 枚

宛先	入札参加希望企業 各位
送付元	〒277-0931 千葉県柏市藤ヶ谷1614-1 海上自衛隊 下総航空基地隊 経理隊契約班 契約担当:大坪 原計担当:龍 TEL:04-7191-2321 内線 2246 または 2248 FAX:04-7191-7555 (直通)
件名	要求番号:07-1-3986-0120-0004-00 件 名 昇降機保守点検等 における調達要求
連絡事項	お世話になっております。 上記の件について案内いたします。 ご確認よろしくお願い致します。 【送付書類】 ・入札公告 1 枚 ・入札申込書・入札書を郵送した場合の通知書 2 枚 ・入札等不参加理由確認書 1 枚 ・仕様書等 15 枚 ・入札・見積書(記入例 1部・本紙 1部) 2 枚 【入札・見積合せについてのお願い】 ①参考見積書提出のお願い 入札実施にあたり参考見積の提出を依頼しています。ご協力お願いします。 提出期限: 令和7年3月6日(木) 16時45分 ※価格証明書(社内規定の料金表)等ございましたら、合わせて提出(FAX送信可)をお願いします。 ②仕様内容確認先 担当者 下総管理隊 桜田 04-7191-2321 (内2446)

入 札 公 告

分任支出負担行為担当官
下総航空基地隊
下総経理隊長 尾上 誠

下記のとおり一般競争入札を行いますので、「入札及び契約心得」及び「契約条項等」を熟知し、承諾の上、ご参加ください。

なお、本件は令和7年度予算が成立することを条件とした入札であり、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

記

1 競争入札に付する事項

調 達 要 求 番 号	件 名	履 行 期 限	履 行 場 所
07-1-3986-0120-0004-00	昇降機保守点検等	令和8年3月31日	下総航空基地

2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和04・05・06年度又は令和07・08・09年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の等級が「D」以上の格付けをされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前2号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 適用する契約条項

役務請負契約一般条項 債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項(条件による)
代金支払に関する特約条項(希望する場合のみ)

4 入札日等

- 入札の日時
令和7年3月13日(木) 11時00分～
- 入札の場所、入札及び契約心得、契約条項を示す場所
〒277-0931 千葉県柏市藤ヶ谷1614番地1 海上自衛隊下総航空基地隊 経理隊入札室

5 入札方法

- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。
- 見積もった金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとする。

6 保証金に関する事項

- 入札保証金及び契約保証金 免除
- 落札者が契約を結ばないときは、見積った契約金額(消費税及び地方消費税額を含む。)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

7 入札の無効

本公告に公示した競争参加資格のない者及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 契約書等の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく別に定める様式により、契約金額150万円未満かつ特約条項のない場合は請書、それ以外は契約書を作成すること。

9 その他

- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由に該当することを省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- 仕様書受領期限
令和7年3月12日(水)
仕様書受領前に入札参加申込書及び資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。
- 郵送による入札書の受領期限
令和7年3月12日(水) 16時45分まで(必着)
上記の場合は、調達要求番号、件名を記載した封筒に入札書を封入の上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きし、書留又は簡易書留により、期日までに到着するように送付すること。
なお、郵送に際して、必ず発送した旨を指定の様式「入札書を郵送した場合の通知書」をFAXすること。
- 入札に関する問い合わせ先
海上自衛隊下総航空基地隊 経理隊 契約班
電話 04-7191-2321(内線2246) FAX 04-7191-7555

受付年月日

※この枠内の記入は不要です。

入札書を郵送した場合の通知書

調達要求番号	07-1-3986-0120-0004-00
件名	昇降機保守点検等
入札日	令和7年3月13日(木)
会社名	
電話番号	
送付者氏名	
送付年月日	
書留等の追跡番号	

※ 郵送により入札書を発送した場合
入札書発送の旨を発送次第、必ず当該様式でFAXしてください。
送付先

海上自衛隊 下総航空基地隊 経理隊契約班
FAX : 04-7191-7555

※ 入札公告に記載のとおり、必ず書留又は簡易書留により、入札期日の前日までに到着するよう送付してください。

入札等不参加理由確認書

住 所

会社名

代表者

調達要求番号： 07-1-3986-0120-0004-00

件 名： 昇降機保守点検等

本紙は、入札及び見積合せ申込後、不参加となる際に提出
ください。

入札不参加理由の番号に「○」を付けて下さい。（複数選
択可）その他の場合は、理由の記入をお願いします。

<入札不参加の理由>

1. 入札準備期間や履行期間が短かった。
2. 仕様内容等が十分伝わって来なかった。
3. 経営判断の結果
4. 法令やライセンス権等の制約
5. 専門性が高く、履行難度が高かった。
6. その他

--

※社印、代表者印は押印いただく必要はありません。

調達要求番号：

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	Y3-S-Y-82115-01
名称	昇降機保守点検等	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	令和6年 1月11日
		改正年月日	令和6年 12月18日
		下総航空基地隊管理隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊下総航空基地における昇降機保守点検等（以下、役務という。）について適用する。

1.2 用語の定義

1.2.1

検査官

平成27年海上自衛隊達第4号に定める契約担当官からこの役務の検査の業務を実施するために任命された官側の職員。

1.2.2

監督官

平成27年海上自衛隊達第4号に定める契約担当官からこの役務の監督業務を実施するために任命された官側の職員。

1.2.3

POG契約

Parts・Oil・Greaseの略で、定期的な保守（機器・装置の清掃化、注油、調整、消耗品の補充・交換等を行うこと）定期的な点検（機器・装置の損傷・変形・摩耗・腐食発生等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守及びその他の措置が必要かの判断を行うこと）のみを行い、劣化した部品の取替えや修理等を含まない契約方式。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文章は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

建築保全業務共通仕様書（令和5年度版）

労働基準法（昭和22年法律第49号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

建築基準法（昭和25年法律第201号）

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

建築工事安全施工技術指針（平成27年国営整監第216号）

人事院規則（昭和48年3月1日人事院規則（職員の保健及び安全保持）10-4

b) 関連文書

昇降機検査標準（JIS A 4302）

昇降機の維持及び運行管理に関する指針（平成5年建設省往防発第17号）

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

2 役務に関する要求

2.1 実施場所

千葉県柏市藤ヶ谷1614-1海上自衛隊下総航空基地（付図1参照）

2.2 役務実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

2.3 役務の対象及び数量

役務の対象は、表1による。

表1－対象機器及び数量等

設置場所	5号隊舎（乗用）	6号隊舎（乗用）
製造社名 （設置年）	日本オーチスエレベータ製 （平成8年）	日本オーチスエレベータ製 （平成10年）
定格積載量	600kg	1150kg
定格速度	60m/分	60m/分
停止階	停止階6箇所停止	停止階6箇所停止
付加装置等	地震時管制運転（S波検知） 停電時自動着床装置 火災時管制運転 遠隔監視装置	地震時管制運転（S波検知） 停電時自動着床装置 火災時管制運転 遠隔監視装置

設置場所	8号隊舎（乗用・機械室有）
製造社名 （設置年）	ダイコー製 （平成11年）
定格積載量	1000kg
定格速度	60m/分
停止階	停止階6箇所停止
付加装置等	地震時管制運転（S波検知） 火災時管制運転 停電時自動着床装置 遠隔監視装置

設置場所	9号隊舎（乗用・機械室レス）	
製造社名 設置年	東芝エレベータ製 （令和4年）	
名称	1号機	2号機
定格積載量	850kg（13人）車いす仕様	600kg（9人）
定格速度	45m/分	
停止階	停止階4箇所停止	
付加装置等	地震時管制運転（P波検知） 火災時管制運転 浸水時管制運転 停電時自動着床装置（自動復旧運転機能） 遠隔監視装置 オートアナウンス装置 マルチビームドアセーフティ	

表 1－対象機器（続き）

設置場所	管制塔（乗用・機械室レス）
製造社名 （設置年）	日立製作所製 （平成25年）
定格積載量	450kg
定格速度	90m/分
停止階	停止階8箇所停止
付加装置等	地震時管制運転（S波検知） 火災時管制運転 停電時自動着床装置 遠隔監視装置

2.4 役務従事者の要件等

契約相手方は、関係法令に従い、技能・実務経験等を要する者が責任をもって監督するものとし、作業実施については必要な知識及び技能を有する者とする。

なお、機器の保守点検に従事するものは、作業に必要な資格を有するものとし、資格証明書の写しを監督官に提出するものとする。

2.5 役務の内容

2.5.1 点検

表 1 に示す全ての役務対象機器について毎月 1 回実施する。保守点検日時等については官側と調整の上、原則として官の就業時間（8時00分～16時45分）とする。

2.5.2 保守の範囲

点検の結果に応じて実施する範囲は、次のとおりとする。

- a) 汚れ、詰まり、付着等がある部品または点検部の清掃
- b) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- c) ボルト、ねじ等の緩みがある場合の増し締め
- d) 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - 1) 滑油、グリス、充填油
 - 2) ランプ類、ヒューズ類
 - 3) パッキン、ガスケット、Oリング類
 - 4) 精製水
- e) 接触部分、回転部分等への注油
- f) 軽微な損傷がある部分の補修
- g) 塗装（タッチペイント）
- h) その他これらに類する軽微な作業

2.5.3 通信装置

契約期間中、エレベータ内に人が閉じ込められた場合に監視センターと通話ができる装置を設置すること。

2.5.4 応急の措置

- a) 点検の結果、対象機器に脱落、落下及び転倒の恐れがある場合、又は継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講ずるとともに、速やかに監督官に報告する。
- b) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にするなどの危険防止措置を講ずるとともに、速やかに監督官に報告する。
- c) 応急措置又は危険防止措置にかかる費用は、監督官との協議による。

2.5.5 故障時等の対応

契約の相手方は、24時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処する。

なお、故障、災害等により、エレベータに閉じ込め又は機能停止が生じた場合には、官側からの連絡を受け、可能な限り速やかに専門技術者を派遣し、適切な処置を講ずるよう努める。

2.6 下請負

契約の相手方は、この仕様書に基づく契約の一部を第三者に再委託し、請け負わせる場合（以下、下請負という。）は、事前に下請負する業務内容及び第三者について監督官経由契約担当官等に申請（付表1）し、承認を受けなければならない。

2.7 不具合箇所等の処置

この作業によって、不具合箇所等が発見された場合は、不具合箇所対策表（付表2）により監督官に速やかにその旨を報告し、別途指示を受けるものとする。

2.8 材料及び工具等

この役務に必要な仮設電源及び点検整備に必要な工具・消耗品及び油脂等は、契約相手方の負担とする。

2.9 点検報告書等

点検の結果を点検報告書（付表3）に記載し、速やかに官側に提出すること。また、非該当項目には、斜線を引くこと。

2.10 点検作業日

契約の相手方は、監督官と調整を行い、点検作業日を確定させる。

2.11 点検及び保守の実施に伴う注意事項

- a) 点検及び保守の実施の結果、対象機器を現状より悪化させてはならない。
- b) 点検及び保守の実施にあたり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ監督官の承諾を受ける。

3 監督、検査

監督及び検査は次による。

- a) **監督** 監督は、立会い及び提出された点検報告書の審査を行うものとする。
- b) **検査** 検査は、契約書及び仕様書等に規定する全ての役務終了の確認を契約の相手方及び監督官並びに検査官立会いの上、全ての提出書類の提出確認をもって完成検査を行うものとする。

4 その他指示

4.1 提出書類

提出書類は、表2による。

表 2－提出書類

	名称	部数	提出期限	提出先	備考
1	着手届	3部	契約後速やかに	監督官経由 契約担当官	—
2	工程表	1部	契約後速やかに	監督官	—
3	資格証明書写し	1部	必要の都度	監督官	役務終了後破棄
4	下請負承認申請書	1部	必要の都度	監督官経由 契約担当官	付表 1
5	不具合箇所対策表	1部	必要の都度	監督官	付表 2
6	点検報告書	1部	点検終了後速やかに	監督官	付表 3
7	定期検査報告書	1部	検査終了後速やかに	監督官	—
8	終了届	3部	役務終了後速やかに	検査官経由 契約担当官	—
注記 1 提出書類には、件名、契約番号、契約年月日及び会社名を明記すること。					
注記 2 提出書類は、全て下総航空基地管理隊営繕班を経由すること。					

4.2 留意事項

留意事項は、次による。

- a) この作業は、仕様書及び官側の指示に従い実施するほか、**令和5年建築保全業務共通仕様書**、その他官公庁等の関連法規に準拠して実施すること。
- b) この作業に使用する材料、器材は全て使用前に監督官の確認を受けるものとする。
- c) 作業場所及び器材搬入路の養生を行うこと。
- d) 契約の相手方は、工程の変更が必要になった場合には、工程表を更新し、監督官の承認を受けなければならない。
- e) 契約の相手方の行動は現場のみとし、作業現場以外の施設への立ち入りが必要な場合は、事前に監督官の許可を受けるものとする。
- f) 作業は監督官と十分な打ち合わせを行い、綿密な計画に基づき実施するものとする。
- g) 作業現場の周囲は常に整理整頓に努めるものとする。
- h) **昭和22年法律第49号、昭和47年法律第57号**、その他関係法令等により災害等の防止に努めるものとする。
- i) 入門者が外国籍の者である場合の本人確認は、在留カード（原本）によって行うものとする。
- j) この作業の履行に伴い作業員等の構内出入門については、契約決定後速やかに官側で定める所定の手続きを行うものとする。

なお、申請者の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を、実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は、立ち入りが認められない。

4.3 事故等の責任

この作業中，契約の相手方の故意又は，過失によって発生した事故又は損害は，全て契約の相手方の責任において現状に復旧するものとする。

4.4 コンプライアンスの遵守

契約の相手方は，下請負者等に対してコンプライアンス意識の徹底及び順守を図る。

4.5 仕様書の疑義

契約の相手方は，この仕様書に疑義が生じた場合には，契約担当官等と協議を行うものとする。

付表 1 一下請負承認申請書

令和 年 月 日

契約担当官殿

会社名
会社住所
代表者氏名

下請負承認申請書

契約番号：
調達要求番号：
件名：

下記のとおり申請します。

記

- 1 下請負を行わせる会社の名称等
 - (1) 会社名
 - (2) 本社所在地
 - (3) 工場所在地
 - (4) 資本金
 - (5) 従業員数
- 2 下請負を必要とする理由
- 3 下請負を行わせる範囲

上記のとおり、承認します。

監督官確認印

監督官確認印

ただし、この承認により は、この契約の義務とされている事項につき、その責任を免れるものではありません。

承認番号第 号
令和 年 月 日

印

付表3 一点検報告書

件名	昇降機保守点検等
契約番号	
契約年月日	
受注者名	
点検機器名	

令和 年 月 日

点検者 ⑩

判定マーク：✓=異常なし、△=要注意、×=異常あり、- =該当箇所なし

1M (毎月)、3M (5・8・11・2月)、6M (8・2月)、1Y (9月)

点検項目		点検内容	周期	判定	備考
機 械 室	機械室への通行	1 機械室への通行及び出入りに支障がないことを確認する。	1M		
		2 出入口扉の施錠の良否を確認する	1M		
	室内環境	1 室内清掃及びエレベータの機能上又は保全の実施上支障のないことを確認する。	1M		
		2 室内又は制御盤の温度の良否を点検する。	1M		
		3 手巻きハンドルの設置の有無を点検する。	1M		
		4 エレベータに係る設備以外のものの有無を確認する。	3M		
	主開閉器、受電盤、制御盤、起動盤、信号盤	1 作動の良否を点検する。	1M		
		2 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。	1Y		
		3 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路	1Y		
		4 主開閉器の操作及び作動の良否を点検する。	6M		
		5 電磁接触器の接点磨耗の有無を点検する。	6M		
		6 制御盤内の清掃を実施する。	1Y		
		7 プリント板汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。	6M		
	巻上機	1 潤滑状態の良否及び油漏れの有無を点検する。	1M		
		2 歯当りの良否を点検する。	1Y		
		3 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1Y		
		4 綱車のひび割れ、ロープ溝の磨耗及びロープスリップの有無を点検する。	1Y		
		5 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1Y		
	電磁ブレーキ	1 スリップの異常の有無を点検する。	1M		
		2 ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作動の良否を点検する。	6M		
		3 プランジャーストロックを点検し、その良否を確認する。	6M		
		4 ブレーキスイッチ接点の脱落、荒損及び磨耗の有無を点検する。	6M		
		5 ブレーキライニングの磨耗の有無を点検する。	1Y		
		6 制動力をチェックし、その良否を確認する。	1Y		
	そらせ車	1 ロープ溝の磨耗の有無及び取付け状態の良否を点検する。	1Y		
		2 回転状態の異常の有無を点検する。	1M		
		3 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1Y		
	電動機	1 作動の良否を点検する。	1M		
		2 異常音、異常振動及び異常温度の有無を点検する。	1M		
		3 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータの作動の良否を点検する。	1M		
4 電動機用冷却ファンの作動の良否を点検する。		1M			
5 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。		1Y			

付表3 一点検報告書（続き）

点検項目		点検内容	周期	判定	備考
機 械 室	かご側調速機	1 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M		
		2 ロープ溝の磨耗の有無を点検する。	1 Y		
		3 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。	1 Y		
		4 エンコーダの作動の良否を点検する。	1 M		
		5 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y		
	釣合おもり側調速機	1 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M		
		2 ロープ溝の磨耗の有無を点検する。	1 Y		
		3 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。	1 Y		
		4 エンコーダの作動の良否を点検する。	1 M		
		5 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y		
	機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検する。	1 Y		
	主索の緩み検出装置	作動の良否を点検する。	1 Y		
	かご速度検出器	1 取付け状態の良否を点検する。	6 M		
		2 正しく機能していることを確認する。	6 M		
昇降路との貫通部分	主索及びガバナロープが機械室床の貫通部分と接触していないことを確認する。	1 Y			
か ご	運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無を点検する。	1 M		
	かご室の周壁、天井及び床	磨耗、さび、腐食による劣化の有無を点検する。	1 M		
	かごの戸及び敷居	1 ドアシュー及び敷居溝の磨耗の有無を点検する。	3 M		
		2 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。	1 Y		
		3 ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	3 M		
	かごの戸ハンガーローラ	1 取付け状態及び作動の良否を点検する。	6 M		
		2 ハンガーのおどり止め状態が適切であることを確認する。	6 M		
	かごの戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。	1 Y		
	ドアレール	1 取付け状態の良否を点検する。	6 M		
		2 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M		
	かごの戸のスイッチ	1 取付け状態の良否を点検する。	6 M		
		2 作動の良否を点検する。	1 M		
	戸閉め安全装置	1 戸の反転動作機能の良否を点検する。	1 M		
		2 ケーブルの取付け状態及び損傷の有無を点検する。	1 Y		
	かご操作盤	1 動作の良否を点検する。	1 M		
		2 取付け状態の良否を点検する。	1 M		
	かご内位置表示灯	球切れの有無を点検する。	1 M		
	外部への連絡装置	1 呼出し及び通話の良否を点検する。	1 M		
		2 装置の異常の有無を点検する。	1 M		
	照明	1 球切れ及びちらつきの有無を点検する。	1 M		
2 照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無を点検する。		1 M			
換気扇及びファン	1 回転状態の作動の良否を点検する。	1 M			
	2 ルーバーの汚れの有無を点検する。	1 M			
停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1 M			

付表3 一点検報告書(続き)

点検項目		点検内容	周期	判定	備考
か こ	注意銘板の表示	用途、積載質量(又は積載量)及び最大定員の表示の適否を点検する。	1 M		
	停電灯装置	1 点灯状態の良否を点検する。	1 M		
		2 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。	1 Y		
	各階強制停止装置	作動の良否を点検する。	6 M		
	かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁(乗用又は寝台用のエレベーターに限る)との水平距離が規定値内にあることを確認する。	1 Y		
	光電装置	作動の良否を点検する。	1 M		
	側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否を点検する。	1 Y		
	専用操作盤 (車いす仕様)	1 取付け状態の良否を点検する。	1 M		
		2 作動の良否を点検する。	1 M		
	鏡及び手すり (車いす仕様)	取付け状態の良否を点検する。	1 M		
床合わせ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることを確認する。	1 M			
か ご の 周 圍 及 び 昇 降 路	かごの上部の外観	汚れの有無を点検する。	1 M		
	非常救出口	1 かご外部からの開閉の良否を点検する。	6 M		
		2 救出口スイッチを動作させた場合にエレベータが停止することを確認する。	6 M		
	戸の閉閉装置	1 戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。	1 M		
		2 開閉状態の取付け状態の良否を点検する。	1 Y		
		3 軸受の異常音及び異常温度の有無を点検する。	1 Y		
		4 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無を点検する。	1 Y		
		5 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無を点検する。	1 Y		
		6 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y		
		7 ギヤオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態を点検する。	1 Y		
		8 各スイッチ接点の摩耗の有無を点検する。	1 Y		
		9 制御抵抗管の状態を点検する。	1 Y		
	リタイアリングカム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗の有無を点検する。	6 M		
	かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否を点検する。	6 M		
	かごつり車及びおりのつり車	1 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y		
		2 ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y		
		3 取付け状態の良否及びき裂の有無を点検する。	1 Y		
		4 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y		
	ガイドシュー又はローラーガイド	取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する。	1 Y		
	主索及び調速機ロープ	1 摩耗及びさびの有無を点検する。	1 Y		
2 破断の有無を点検する。		1 Y			
3 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無を点検する。		1 Y			
4 すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。		6 M			

付表3 一点検報告書(続き)

点検項目	点検内容	周期	判定	備考	
かごの周囲及び昇降路	ガイドレール及びブラケット	1 取付け状態の良否を点検する。	1 M		
		2 さび、変形及び摩耗の有無を点検する。	1 Y		
	はかり装置	作動した場合に警報を発生し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。	1 Y		
	釣合おもり	取付け状態の良否を点検する。	6 M		
	釣合おもりの非常止め装置	1 取付け状態の良否を点検する。	1 Y		
		2 非常止め装置に異常のないことを点検する。	1 Y		
	上部ファイナルリミットスイッチ	1 取付け状態の良否を点検する。	6 M		
		2 作動の良否を点検する。	6 M		
	誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。	1 Y		
	中間つなぎ箱及び配管	1 ケーブルの取付け状態の良否を点検する。	1 Y		
		2 昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。	1 Y		
	着床装置	作動の良否を点検する。	1 M		
	給油器	1 給油機能の状態を点検する。	6 M		
		2 油量の適否を点検する。	6 M		
	終端段階強制減速装置	作動の良否を点検する。	1 Y		
昇降路	1 各出入口数居下部の保護版の取付け状態の良否を点検する。	1 Y			
	2 エレベータに係る設備以外のものの有無を点検する。	6 M			
	3 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無を点検する。	1 Y			
	4 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1 Y			
乗場	乗場ボタン	1 乗場呼びの作動の良否を点検する。	1 M		
		2 取付け状態の良否を点検する。	1 M		
	位置表示灯	表示灯の球切れの有無を点検する。	1 M		
	非常解錠装置	解錠に支障がないことを確認する。	1 Y		
	乗場の戸及び敷居	1 ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。	6 M		
		2 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。	1 Y		
		3 ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	3 M		
	ドアインターロックスイッチ	1 作動の良否を点検する。	1 M		
		2 取付け状態の良否を点検する。	6 M		
	ドアクローザー	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。	6 M		
	乗場の戸ハンガーローラ	1 取付け状態及び作動の良否を点検する。	1 Y		
2 ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。		1 Y			
乗場の戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。	1 Y			
ドアレール	1 取付け状態の良否を点検する。	6 M			
	2 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M			
ピット	環境状況	1 漏水の有無を点検する。	1 M		
		2 汚れ及びエレベータに係る設備以外のものの有無を点検する。	6 M		
	保守用停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1 Y		
	非常止め装置	1 取付け状態の良否を点検する。	1 Y		
		2 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1 Y		
非常止めロープ	さび、振戻り、変形及び劣化の有無並びに巻取りの良否を点検する。	1 Y			

付表3 一点検報告書(続き)

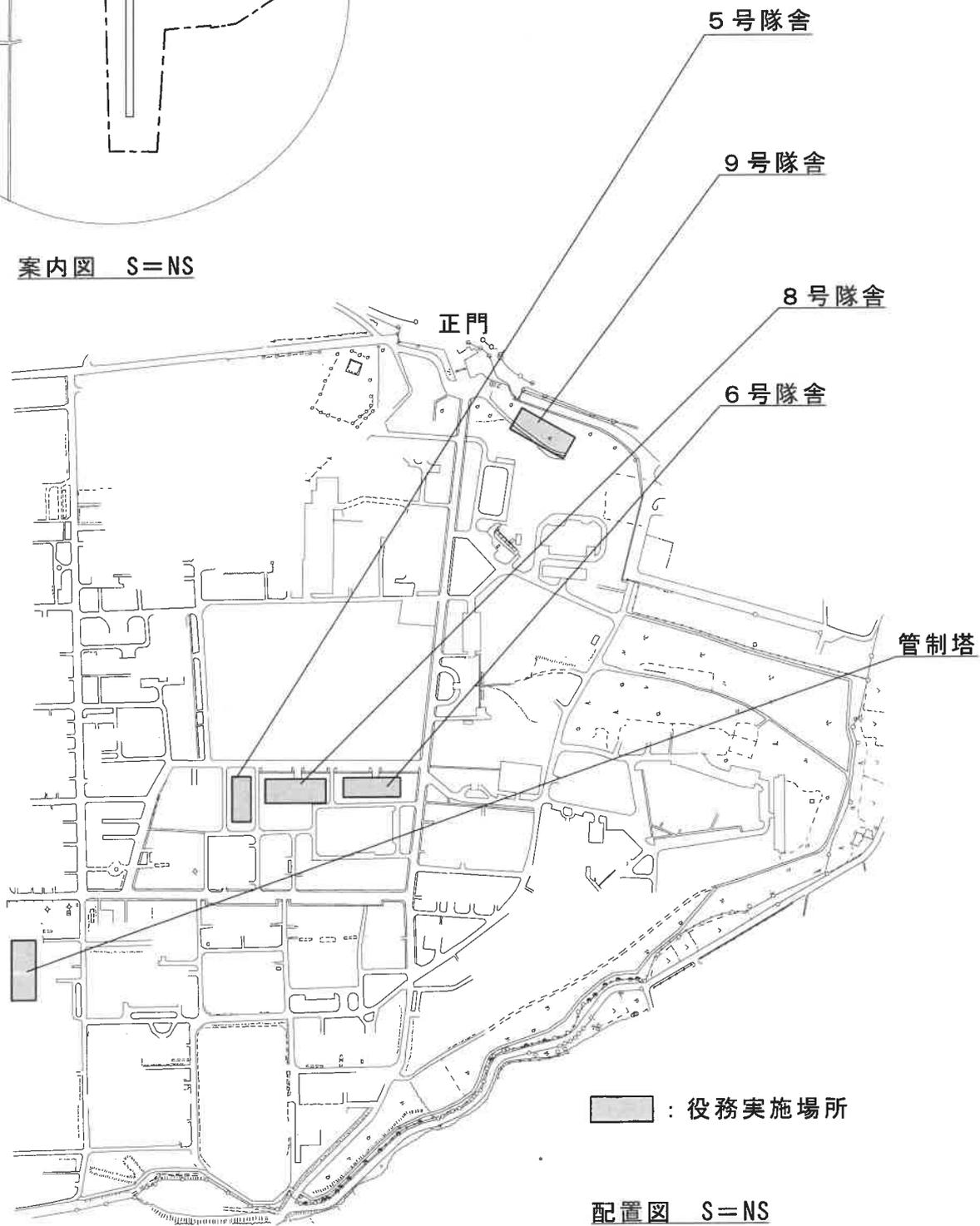
点検項目		点検内容	周期	判定	備考
ピット	緩衝器	1 取付け状態の良否を点検する。	6 M		
		2 スプリング又はプランジャーのさびの有無を点検する。	6 M		
		3 油入式の場合は、作動油の油量の適否を点検する。	1 Y		
	ガバナロープ用及びその他の張り車	1 走行中に、異常音の有無を点検する。	1 M		
		2 ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y		
		3 ビット床面との隙間の適否を点検する。	1 Y		
		4 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y		
	移動ケーブル	1 かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。	1 Y		
		2 取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の有無を点検する。	1 Y		
	下部ファイナルリミットスイッチ	1 取付け状態の良否を点検する。	6 M		
		2 作動の良否を点検する。	6 M		
	つり合いおもり底部隙間	かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることを確認する。	1 Y		
	タイダウンセーフティ	取付け状態の良否を点検する。	1 Y		
耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない装置が施されていることを確認する。	1 Y			
戸開走行保護装置	戸開走行保護装置(UCMP)を点検する。	1 Y			
付加装置	地震時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y		
	火災時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y		
	非常用発電時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y		
	停電時救出運転装置	1 作動の良否を点検する。	1 Y		
		2 バッテリー液に不足がないことを確認する。	3 M		
	自動放送装置	作動の良否を点検する。	1 M		
	監視盤・警報盤	1 表示灯の球切れの有無を点検する。	1 M		
		2 スwitchの作動の良否を点検する。	1 Y		
3 連絡装置の呼出し及び通話機能に異常がないことを確認する。		1 M			
群管理	運行状態、制御盤及び信号盤について作動の良否を点検する。	1 M			
遠隔監視装置	作動の良否を点検する。	1 Y			
その他の付加装置	ピット冠水時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y		
	閉じ込め時リスタート運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y		
	長尺物振れ時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y		
	緊急地震速報連動運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y		
	自動診断復旧運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y		
	マルチビームドアセーフティ	作動の良否を点検する。	1 Y		
	超音波ドアセーフティ	作動の良否を点検する。	1 M		
	乗場戸遮煙構造	1 作動の良否を点検する。	1 Y		
		2 遮煙構造の機能を確認する。	1 Y		
	かご内防犯カメラ	作動の良否を点検する。	1 Y		
かご内クーラー	作動の良否を点検する。	1 Y			

点検項目	点検内容	周期	判定	備考
その他の付加装置	主索の緩み検出装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
	頂部安全距離確保スイッチ	1 取付け状態の良否を点検する。	6 M	
		2 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上に確保できることを確認する。	6 M	
	頂部網車	1 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	
		2 ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	
		3 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。	1 Y	
		4 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	
	ブレーキ開放装置	機能の良否を点検する。	1 Y	
	かご下網車	1 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	
		2 ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	
		3 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。	1 Y	
		4 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	
	底部安全距離確保スイッチ	1 取付け状態の良否を点検する。	6 M	
2 作動させた場合に、底部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。		6 M		
かご下降防止装置	機能の良否を点検する。	1 Y		
ピット冠水スイッチ	作動の良否を点検する。	1 Y		

記事



案内図 S=NS



付図 1 - 案内図・配置図

入札・見積書

¥

調達要求番号 07-1-3986-0120-0004-00

履行期限	令和8年3月31日		履行場所	下総航空基地	
件名・規格等	単位	数量	単価	金額	備考
昇降機保守点検等					
以下余白					
合			計		

貴通知・公告に対し、入札及び契約心得・契約条項等承諾の上、上記のとおり提出します。

令和7年3月13日

(契約担当官等)

住所

会社名

印

殿

代表者

印

登録番号

注：単価・金額欄には、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を記入する。(ただし、金額欄は、1円未満の端数を切り捨てる。)